公益社団法人印西市シルバー人材センター職員就業規則(抜粋)

第１章　総　則

（目的）

第１条　この規則は、公益社団法人印西市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の職員の就業に関する事項を定め、センターと職員との相互協力により、センター事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

２　この規則に定める事項のほか、職員の就業に関する事項は、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

（適用の範囲）

第２条　この規則は、第２章の定めるところにより、センターに採用された者に適用する。

２　センターは、臨時雇用される者、その他前項に定める職員以外の者の就業に関する事項については、特に定めのない限り、この規則を準用する。

（職務専念の義務）

第３条　職員は、職務の公益的使命を自覚し、その目的達成のための職務に専念しなければならない。

（誠実の義務）

第４条　職員は、この規則を遵守し、職務上の命令に従い、公正誠実にその職務を遂行しなければならない。